

令和元年 第2回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和元年 5月 7日 開会

令和元年 5月 7日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第2回臨時会

令和元年5月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 1号 議長選挙
- 4 会期の決定
- 5 選挙第 2号 副議長選挙
- 6 議席の指定
- 7 常任委員の選任
- 8 議会運営委員の選任
- 9 選挙第 3号 空知中部広域連合議会議員の選挙
- 10 選挙第 4号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 11 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 12 選挙第 6号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙
- 13 選挙第 7号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙
- 14 選挙第 8号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙
- 15 選挙第 9号 西空知広域水道企業団議会議員の選挙
- 16 選挙第10号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙
- 17 発議第 1号 特別委員会の設置について
- 18 同意第 1号 監査委員の選任の同意を求めることについて（議会選出）
- 19 同意第 2号 監査委員の選任の同意を求めることについて（識見）
- 20 承認第 1号 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例等の一部を改正する条例〕

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊 藤 純 雄 君
副 町	長	川 畑 智 昭 君
教 育	長	浅 岡 哲 男 君
総 務 課	長	石 原 正 伸 君
総 務 課 主 幹		城 宝 睦 己 君
くらし応援課長		大 平 雅 仁 君
くらし応援課主幹		中 田 帯 刀 君
長 寿 福 祉 課 長		齊 藤 淑 恵 君
長 寿 福 祉 課 主 幹		鎌 田 隆 司 君
産 業 振 興 課 長		横 井 正 樹 君
産 業 振 興 課 主 幹		車 田 利 夫 君
建 設 課 長		馬 狩 範 一 君
出 納 室 主 幹		國 田 朋 子 君
教育委員会事務局長		上 嶋 俊 文 君
農業委員会事務局長		大 平 英 祐 君
農 業 委 員 会 会 長		日 下 文 雄 君
代 表 監 査 委 員		笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局	長	河 本 浩 昭 君
書	記	西 川 茉 里 君

○議会事務局長（河本浩昭君）

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ここで、年長の牧島議員をご紹介します。

（牧島議員、議長席に着席）

○臨時議長

ただいま紹介されました牧島良和です。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長

ただいまから、令和元年第2回浦臼町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、2番 野崎議員、3番 中川議員を指名します。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長

日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定によって、立会人に野崎議員、柴田議員、東藤議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(事務局長点呼、投票)

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野崎議員、柴田議員、東藤議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、小松議員9票であります。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小松正年議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長

ただいま議長に当選された小松正年議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました小松正年議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長

この度の臨時議会に浦臼町議会議長に就任をさせていただきましたことは身に余る光栄と感謝の気持ちとともに、責任の重さを痛感しているところであります。今日の地方自治を取り巻く環境は地方創生等により様変わりし、本町においても人口減少問題、福祉や子育て支援など重要な課題が山積し、議会の果たすべき役割がより一層大きなものとなっております。

そのような中で議長として公平かつ円滑な議会運営を行い、町民の皆様の身近で魅力あふれる開かれた議会を感じていただけるよう全力で取り組んで参りたいと思っております。

今後は町民、行政、議会が連携し、町のために協働しながら政策立案など議員自らも研さんを深め、議会改革を積極的に進め、行政監視機能と福祉の向上に寄与していく所存であります。町民の住みよいまちづくり、住んで良かったまちづくりのため、誠心誠意努力していく決意であります。

今後とも皆様のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げ、議長就任の挨拶と返させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

小松議長、議長席にお着き願います。

◎日程第4 会期の決定

○議長

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第5 選挙第2号

○議 長

日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員数は9人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条の規定によって、立会人に野崎議員、柴田議員、東藤議員を指名します。
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議 長

異常なしと認めます。
念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。
事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
野崎議員、柴田議員、東藤議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、中川議員 7 票、折坂議員 1 票、牧島議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、中川議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議 長

ただいま副議長に当選されました中川清美議員が議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました中川清美議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副 議 長

ただいま副議長に選任されました中川でございます。大変未熟者でまだ皆さんとともに頑張っていかなければならない身分でありますし、また諸先輩おられる中、今回このような大役に任ぜられて改めて職責の重さを痛感しているところでもあります。

よく仕事人が人を育てると言われます。私も今回副議長の職を通じてそれに恥じない人格の形成に向けて議長ともども開かれた議会をめざし、また町民からも親しまれるような議会をつくっていきたくと、ともども議長をサポートし、そして町一丸となって進めて参りたいと思っておりますので、折に触れては色々ご指導いただきますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが就任に当たりましてのお礼とお願いに返させていただきます。

大変どうもありがとうございました。

◎日程第 6 議席の指定

○議 長

日程第 6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を局長に朗読させます。

○議会事務局長（河本浩昭君）

議席番号を朗読いたします。

1 番、高田議員、2 番、野崎議員、3 番、柴田議員、4 番、東藤議員、5 番、折坂議員、6 番、静川議員、7 番、牧島議員、8 番、中川議員、9 番、小松議員。以上でございます。

○議 長

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にご着席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長

会議を再開します。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長

日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、総務産業常任委員に高田英利議員、野崎敬恭議員、柴田典男議員、東藤晃義議員、折坂美鈴議員、静川広巳議員、牧島良和議員、中川清美議員、以上のおおりに指名いたします。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおりに常任委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に総務産業常任委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選を行ってください。

念のため申し上げます。

委員長互選のための委員会は、年長委員が委員長の職務を行います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時32分

○議長

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に、常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に柴田典男議員、副委員長に中川清美議員、以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長

日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、柴田典男議員、東藤晃義議員、静川広巳議員、牧島良和議員、以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

念のために申し上げます。

委員長の互選のための委員会は、年長委員が委員長の職務を行います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時38分

○議 長

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告をします。

議会運営委員会委員長に静川広巳議員、副委員長に牧島良和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選挙第3号

○議 長

日程第9、選挙第3号 空知中部広域連合議会議員選挙を行います。

念のため申し上げます。

空知中部広域連合議会議員は、広域連合規約によって、広域連合を組織する各市町の議会議員のうちから、議会で選挙された者2名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

空知中部広域連合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議 長

ただいま中川議員から、空知中部広域連合議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立いたします。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、空知中部広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をしました。

空知中部広域連合議会議員に、中川清美議員、小松正年を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中川清美議員、小松正年を、空知中部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中川清美議員、小松正年が、空知中部広域連合議会議員に当選されました。

空知中部広域連合議会議員に当選されました中川清美議員、小松正年が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第10 選挙第4号

○議 長

日程第10、選挙第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行います。
念のため申し上げます。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員は、広域連合規約によって、広域連合を組織する各市町の議会議員のうちから、議会で選挙された者1名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議 長

ただいま中川議員から、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がおりますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に、小松正年を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小松正年を、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小松正年が、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選をされました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました小松正年が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第11 選挙第5号

○議 長

日程第11、選挙第5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

中空知広域市町村圏組合議会議員は、組合格約によって、組合を組織する各市町の議会の議長及び議会の議員のうちから、議会で選挙された者1名と決められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議 長

ただいま、中川議員から、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、中川清美議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中川清美議員を、中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中川清美議員が、中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました中川清美議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第12 選挙第6号

○議長

日程第12、選挙第6号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

砂川地区広域消防組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから、議会で選挙された者1名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議長

ただいま中川議員から、砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

砂川地区広域消防組合議会議員に、柴田典男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました柴田典男議員を、砂川地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました柴田典男議員が、砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました柴田典男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第7号

○議 長

日程第13、選挙第7号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

砂川地区保健衛生組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから、議会で選出された者1名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議長

ただいま中川議員から、砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

砂川地区保健衛生組合議会は、議会の開会時間等、砂川地区広域消防組合議会と密接な関係があります。

したがって、砂川地区広域消防組合議会議員と兼任することが望ましいと思いますが、兼任することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、柴田典男議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました柴田典男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第14 選挙第8号

○議 長

日程第14、選挙第8号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙を行います。
念のために申し上げます。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員は、組合格約により、組合を組織する各町の長及び議会の議員のうちから、議会で互選された者2名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議 長

ただいま中川議員から、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に、高田英利議員、野崎敬恭議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました高田英利議員、野崎敬恭議員を、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高田英利議員、野崎敬恭議員が、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に当選されました。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に当選されました高田英利議員、野崎敬恭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第15 選挙第9号

○議長

日程第15、選挙第9号 西空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

西空知広域水道企業団議会議員は、企業団規約により、企業団を組織する各町の議会議員のうちから、議会で選挙された者2名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議長

ただいま中川議員から、西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がおりますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決

されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

西空知広域水道企業団議会議員に、野崎敬恭議員、東藤晃義議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました野崎敬恭議員、東藤晃義議員を、西空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました野崎敬恭議員、東藤晃義議員が、西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

西空知広域水道企業団議会議員に当選されました野崎敬恭議員、東藤晃義議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第16 選挙第10号

○議長

日程第16、選挙第10号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

石狩川流域下水道組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから、議会で選挙された者1名と定められております。

8番、中川議員。

○8番（中川清美君）

この際、動議を提出します。

石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの中川議員の動議に賛成いたします。

○議長

ただいま、中川議員から石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、小松正年を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小松正年を、石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小松正年が、石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました小松正年が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第17 発議第1号

○議 長

日程第17、発議第1号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号 特別委員会の設置についてを採決します。

本案を、原案のとおり設置することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第1号 特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、高田英利議員、野崎敬恭議員、東藤晃義議員、折坂美鈴議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、特別委員会の委員に選任することに決定しました。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

○議 長

会議を再開します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

(笹木代表監査委員 入場)

○議 長

会議を再開します。

◎日程第20 承認第1号

○議 長

日程第20、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長 (大平雅仁君)

議案9ページをお開き下さい。

承認第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年5月7日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由ですが、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年度総務省令第38号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年度総務省令第39号)がそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例(昭和25年浦臼町条例第13号)、浦臼町税条例等の一部を改正する条例(平成29年浦臼町条例第3号)、及び浦臼町税条例等の一部を改正する条例(平成30年浦臼町条例第11号)を専決処分により改正したものでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例等の一部を改正する条例

平成31年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄

内容につきましては参考資料にてご説明させていただきますので、参考資料1ページをお開き下さい。

なお、今回の改正は国の地方税に関する法律等の改正に伴い、浦臼町税条例において必要となった条文について国の法律等の改正に併せて改正したものでございますので、主な部分のみご説明させていただきます。

参考資料新旧対照表の主に左側部分をご覧下さい。まず、改正条例案第1条ですが、第34条の7において、法律改正により特例控除対象寄付金の文言を定めたことで特例控除額の措置対象を規定するなど所要の改正を行っております。それはふるさと納税制度の見直しに伴うものでございます。

続きまして10ページをお開き下さい。次に、改正条例案第2条ですが、第36条の2において、申告書記載事項の簡素化、第36条3の2及び3の3において、単身児童扶養者である場合の申告書記載事項の追加にかかる改正を行っております。

続きまして12ページをお開き下さい。また、第15条の2、及び2の2、そして6では環境性能割の非課税や賦課徴収、税率の特例等について改正を行っております。

続きまして16ページをお開き下さい。続いて改正条例案第3条ですが、第24条において、単身児童扶養者の非課税措置対象者への追加についての改正、附則第16条において、軽自動車税のグリーン化特例についての改正を行っております。

その他18ページの改正条例案第4条ですが、これは平成29年に施行された改正法中の第3条の改正で、今回の法律改正等により規定の整備を行ったものでございます。

また19ページ以降の改正条例案第5条は、平成30年に施行された改正法中の第1条、附則第1条、第2条を今回の法律改正等に併せて改正するものでございます。以上で改正等についての説明を終わらせていただきます。

議案1ページにお戻り下さい。

附則第1条 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

以下、(1)から(5)でそれぞれ施行期日を規定しているところでございます。

また、議案20ページの第2条では、町民税に関する経過措置について記載しているなど、22ページの第8条まで附則としてそれぞれ適用等について記載しているところでございます。

以上が承認第1号 専決処分した事件の承認についての説明でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、令和元年第2回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分